

平成23年度

福島町議会定例会

6月第2回会議議案

福島町

議案第14号

福島町議会会議条例の改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、福島町議会会議条例改正請求を平成23年6月17日付けで受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成23年6月27日提出

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下 泰弘

福島町議会会議条例の改正案

福島町議会会議条例（平成21年福島町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「12人」を「10人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日が告示される一般選挙から適用する。

意見書

平成23年6月17日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、法定署名数91人を上回る644人の連署をもって福島町議会議員の定数を12人から10人に削減する条例改正の直接請求がありました。

この直接請求制度は、間接民主制を補完するものとして、住民が直接意思表示を行うことができる大変重要な制度として認識しております。

なお、議員定数については、当町ではこれまでも議会自らの判断により定数削減がなされてきた経緯があります。

この議員定数の問題については、住民から直接権能を負託された議会の組織そのものに係るものであり、これまでの経緯からも、議会による自己決定が基本であると考えます。

従いまして、この度の議員定数に係る直接請求につきましては、以上の趣旨と経緯を踏まえ、慎重なるご審議をいただき、ご判断をお願いいたします。

平成23年6月27日

福島町長職務代理者福島町副町長 竹下泰弘